

■ 山口市地域福祉計画・山口市地域福祉活動計画 骨子(案)

現行

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景と趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の策定状況
- 4 計画の期間
- 5 計画の策定体制等
- 6 地域福祉活動における「地域」の捉え方

第2章 地域福祉の現状等について

- 1 人口、世帯等の状況
- 2 社会問題等の状況
- 3 地域福祉アンケート調査からみる市民意識

第3章 理念、基本目標等について

- 1 理念
- 2 基本目標
 - (1)基本目標1「地域福祉を推進するひとづくり」
 - (2)基本目標2「安全に安心して生活できる地域の輪づくり」
 - (3)基本目標3「利用しやすい福祉サービスの仕組みづくり」
- 3 施策や事業の組み立てにあたっての視点
- 4 体系図

第4章 施策・事業について

- 1 施策事業の推進におけるそれぞれの役割
 - (1)地域や地域住民の役割
 - (2)関係機関・団体等の役割
 - (3)社会福祉協議会の役割
 - (4)行政の役割
- 2 施策・事業の推進

基本目標1「地域福祉を推進するひとづくり」

- (1)活動目標1「地域福祉活動団体等の活動の推進と人材の育成」
- (2)活動目標2「福祉教育の推進とユニバーサルデザインの啓発」
- (3)活動目標3「企業の社会貢献活動や福祉施設の地域貢献活動の推進」

基本目標2「安全に安心して生活できる地域の輪づくり」

- (1)活動目標1「地域の生活課題の発見・把握と解決の仕組みづくり」
- (2)活動目標2「地域交流の場づくり」
- (3)活動目標3「地域の支え合い活動の推進」
- (4)活動目標4「災害時の要配慮者支援活動の推進」
- (5)活動目標5「安全に暮らせる交通安全・防犯活動の推進」
- (6)活動目標6「民生委員・児童委員及び福祉員活動の推進」

基本目標3「利用しやすい福祉サービスの仕組みづくり」

- (1)活動目標1「新たな包括的支援体制づくり」

主な活動指標等一覧

第5章 今後の計画の推進について

- 1 計画の普及・啓発
- 2 地域福祉推進協議会(仮称)による評価等

資料編

- 1 社会福祉法(抜粋)
- 2 各地域の概況等
- 3 策定体制
- 4 計画策定の経過
- 5 用語説明

策定(案)

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景と趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の策定状況
- 4 計画の期間
- 5 計画の策定体制等
- 5 地域福祉活動における「地域」の捉え方

第2章 地域福祉の現状等について

- 1 人口、世帯等の状況
- 2 社会問題等の状況
- 3 地域活動等の状況(追加)
- 4 地域福祉アンケート調査からみる市民意識

第3章 理念、基本目標等について

- 1 理念
- 2 基本目標

【資料5-1】施策体系へ

- 3 施策や事業の組み立てにあたっての視点
- 4 体系図

第4章 施策・事業の推進について

- 1 施策事業の推進におけるそれぞれの役割
 - (1)地域や地域住民の役割
 - (2)関係機関・団体等の役割
 - (3)社会福祉協議会の役割
 - (4)行政の役割
- 2 施策・事業の推進

【資料5-1】施策体系へ

主な活動指標等一覧

第5章 包括的支援体制の構築《重層的支援体制整備事業実施計画》

第6章 今後の計画の推進について

- 1 計画の普及・啓発
- 2 地域福祉推進協議会による評価等

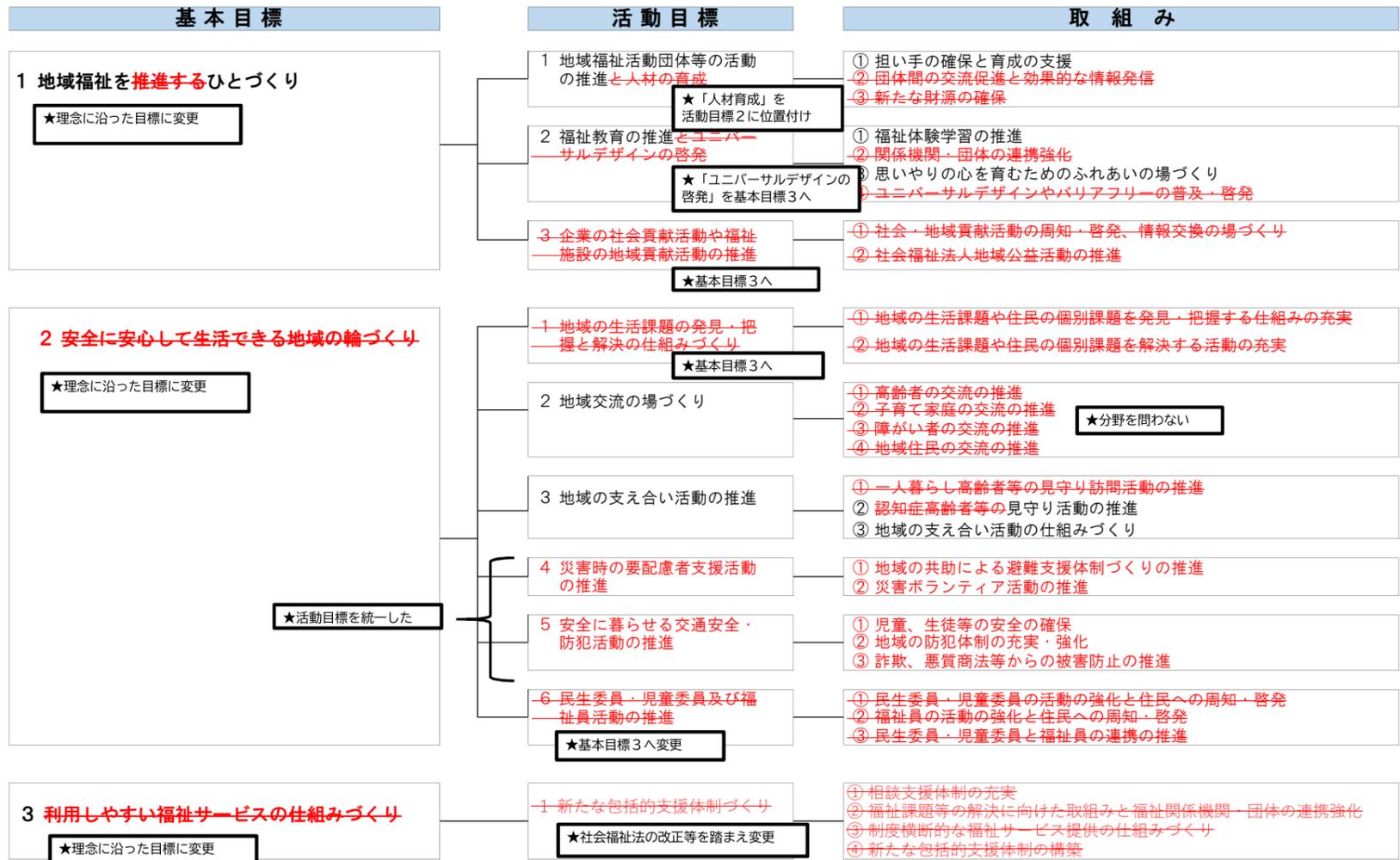
資料編

- 1 社会福祉法(抜粋)
- 2 各地域の概況等
- 3 策定体制
- 4 計画策定の経過
- 5 用語説明

【資料5-1】

山口市地域福祉計画・山口市地域福祉活動計画（施策体系） 平成30年度（2018年度）～令和4年度（2022年度）

【理念】 ⇒変更なし
みんなとともに支え合い、誰もがその人らしく、住みなれた地域で安心して暮らせる、福祉のまちづくり



山口市地域福祉計画・山口市地域福祉活動計画（施策体系）案 令和5年度（2023年度）～令和9年度（2027年度）

【理念】
みんなとともに支え合い、誰もがその人らしく、住みなれた地域で安心して暮らせる、福祉のまちづくり

